

11 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

保護者の就労の有無にかかわらず、保育園等を定期的にご利用できる制度です。同年代の子ども同士が触れ合うことで社会性を育み、子どもの健やかな成長を促すことを目的としています。

〈利用できる児童〉

大野城市に住民登録のある生後6か月から2歳までの認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない児童

〈利用時間〉

児童一人当たり 月10時間まで

〈利用料〉

児童一人当たり、1時間300円(生活保護世帯等には減免制度があります。)

※食事の提供がある場合は別途費用が必要となります。

〈実施施設〉

- ・第2このみ保育園(乙金2-16-41)
- ・おひさま保育園(月の浦4-1-12 2階)



利用の流れ

①利用登録

- ・申請フォームより利用申請をする(対象の児童のいる家庭に市から案内を送付します)
- ・市での審査後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウント登録完了メールが届く

②総合支援システムへの利用者(保護者)・児童の情報登録

- ・メールに記載されているURLにアクセスし、「パスワードリセット申請」からパスワードを設定し、総合支援システムへログインする
- ・利用者(保護者)及びお子様の情報(保護者の緊急連絡先やお子様のアレルギー情報、予防接種の状況等)を入力する

③面談の予約

- ・総合支援システムで利用したい事業所(園)を検索し、面談の予約をする

④初回面談

- ・事業所(園)から面談日時の連絡
- ・事業所(園)と面談を実施する

⑤利用予約(初回面談実施後から)

- ・総合支援システムから利用の予約をする
- ・事業所(園)が予約を確定する

⑥施設利用

- ・事業所(園)を利用する(二次元コードで入退室を管理)
- ・利用料の支払い(園へ直接支払い)



〈関連リンク〉

こども誰でも通園制度総合支援システム(こども家庭庁)

<https://www.daretsu.cfa.go.jp/>

総合支援システム



■ 問い合わせ先 子育て支援課 保育所・幼稚園担当 ☎ (580) 1864